

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	一
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	一
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	一
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更	(同)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出	(同)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	三
○土地区画整理組合の理事についての届出	(都市計画課)	三
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告(二件)	(契約課)	四
選挙管理委員会		
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		八
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		八

告 示

○宮城県告示第八百八十三号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十三年十一月十七日次の者を指定した。
平成二十三年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
首根 茂樹	整形外科	医療法人啓仁会石巻ロイヤル病院	石巻市広洲字焼巻一
宮 真紀子	耳鼻咽喉科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
窪田 圭一	脳神経外科	医療法人将道会総合南東北病院	岩沼市里の杜二丁目一・五
清宮 基彦	眼科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三・十
中村 正史	神経内科・内科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三・十
小川 則彦	外科	公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西松木六十

○宮城県告示第八百八十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。
平成二十三年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
織田 潔	耳鼻咽喉科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
富井 雅人	脳神経外科	総合南東北病院	岩沼市里の杜二丁目一・五

○宮城県告示第八百八十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。
平成二十三年十二月九日

新	旧
宮城県知事 村 井 嘉 浩	宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
小池加保児	内科・呼吸器科	公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西松木六十	宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手・一野田山四十七

○宮城県告示第八百八十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。

平成二十三年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	所属医療機関の名称	新	旧
	黒沢 久三	くろさわ脳外科	塩竈市錦町六・三十一
所属医療機関の所在地		多賀城市八幡三丁目十一・三	ニューワダヤビル一階

○宮城県告示第八百八十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二〇〇四四八	ニチイケアセンター石巻市立町一丁目四十五石巻ビルディング六階	同行援護	株式会社ニチイ学館	平成二十三年十一月一日
○四一〇二〇〇五六二	アースサポート石巻市蛇田字下谷地一番地六	同行援護	アースサポート株式会社	平成二十三年十一月一日
○四一〇二〇〇七四五	児童デイサービスセンターみらい石巻市中央二丁目九・六	児童デイサービス	株式会社北上の郷	平成二十三年十二月一日
○四一一三〇〇〇九八	社会福祉法人栗原市社会福祉協議会栗原市協居宅介護事業所栗原市築館葉師三丁	同行援護	社会福祉法人栗原市社会福祉協議会	平成二十三年十一月一日

○四一三〇〇二二三	目六・二	同行援護	株式会社ニチイ学館	平成二十三年十一月一日
○四一三〇〇二六二	高清水 栗原市高清水台町四十一番二	同行援護	株式会社ニチイ学館	平成二十三年十一月一日
○四一五〇〇四〇八	ホワイトベア栗原か いご 栗原市築館伊豆一丁目八・二十九	同行援護	株式会社ソワ ンモンド	平成二十三年十一月一日
○四一五〇〇四四〇	セントケア岩出山 大崎市古川清水字成 田宮田五十八番地四	同行援護	セントケア宮 城株式会社	平成二十三年十月一日
○四一五〇〇四八二	ホワイトベア訪問介 護事業部 大崎市古川字上古川 二百七十一	同行援護	株式会社ソワ ンモンド	平成二十三年十月一日
○四一五〇一三三八	セントケアこた 坂十九番一	同行援護	セントケア宮 城株式会社	平成二十三年十月一日
○四一五〇一四一六	びっぴ栗生 仙台市青葉区栗生五 丁目八番十号	居宅介護・重度 訪問介護	特定非営利活 動法人ひよこ 会	平成二十三年十二月一日
○四一五三〇〇二四三	葉山地域包括サービ スステーション葉山 ヘルパーセンター 仙台市青葉区葉山町 八番一	同行援護	社会福祉法人 仙台市社会事 業協会	平成二十三年十二月一日
○四一五四〇〇九六九	訪問介護ステーション 大和 仙台市若林区大和町 四丁目十三番二十七 号	同行援護	有限会社ティ ム・シー・エ	平成二十三年十二月一日
○四一五五〇〇五一一	あつがるケア太白 仙台市太白区富沢二 丁目十一番五号コー ポ一ー一五五号	同行援護	あつがるケ ア株式会社	平成二十三年十二月一日
○四一五五〇〇七五〇	合同会社おれんじの 羽 仙台市泉区将監殿四 丁目十五番五号	同行援護	合同会社お れんじの羽	平成二十三年十二月一日
○四一五五〇〇七五〇	株式会社マザースあ りすサポート 仙台市泉区南光台四 丁目五番二	同行援護	株式会社マ ザースありすサ ポート	平成二十三年十二月一日

○宮城県告示第八百八十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉

サービスマスターから次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二〇二〇〇二五七	設置者名	株式会社HCM		事業所の名称及び所在地	変更年月日
			変更前	変更後	変更前	変更後
			石巻市中浦二丁目一番百十六号グラントラル書館百四号	アミカ石巻介護センター石巻市中里二丁目一番十五号第一オフィスビルせんしゅう一階	アミカ石巻介護センター石巻市中浦二丁目一番百十六号	平成二十三年十一月一日
			七福訪問介護石巻市中浦一丁目一番六十二号	七福訪問介護センター石巻市蛇田字中埜二十一	七福訪問介護石巻市中浦一丁目一番六十二号	平成二十三年六月一日

○宮城県告示第八百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栗原市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。（

○宮城県告示第八百九十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十三年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称
岩沼市三色吉南土地区画整理組合
- 二 事務所所在地
岩沼市三色吉字鶴五番地の一
- 三 届出の内容
理事に就任した者
氏名 住 所
猪股 清 喜 岩沼市三色吉字平等六十番地

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年十二月九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

多賀城市笠神三丁目五十九番十六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

多賀城市八幡三丁目六番二十一号

株式会社多賀城ハウジングセンター

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 五軸切削加工機 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十四年三月二十九日（木）

4 納入場所 宮城県産業技術総合センター

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てを

なされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年一月四日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 高橋 一之 電話〇二二・二二一・三三三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十四年一月十日（火）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年十二月二十七日（火）から平成二十四年一月十日（火）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年一月十日（火）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十四年一月十六日（月）午前九時から平成二十四年一月二十四日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十四年一月二十四日（火）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までには到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十四年一月二十五日（水）午前十時三十分 宮城県庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第四十一号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : 5-axis Machining Center (1 set)
- 2 Deadline for Delivery : Thursday, March 29, 2012
- 3 Place of Delivery : Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government
- 4 Deadline for Bid : Tuesday, January 24, 2012, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Kazuyuki Takahashi, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL: 022-211-3332
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十三年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 購入物品及び数量 光造形システム 一式
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期限 平成二十四年三月二十九日(木)
 - 4 納入場所 宮城県産業技術総合センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づいて更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年一月四日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所 入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980・八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 高橋 一之 電話〇二二・二二一・三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十四年一月十日（火）までであて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年十二月二十七日（火）から平成二十四年一月十日（火）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年一月十日（火）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十四年一月十六日（月）午前九時から平成二十四年一月二十四日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十四年一月二十四日（火）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十四年一月二十五日（水）午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第四十一号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Stereolithography System (1 set)
- 2 Deadline for Delivery : Thursday, March 29, 2012
- 3 Place of Delivery : Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government
- 4 Deadline for Bid : Tuesday, January 24, 2012, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Kazuyuki Takahashi, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL: 022-211-3332
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

選挙管理委員会

○宮選管告示第百五十五号

平成二十三年十二月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十三年十二月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三七、九〇六

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三八二、五四八

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七六、九八五	岩沼選挙区	一一、六九五
宮城野選挙区	四九、五三八	登米選挙区	二三、七二二
若林選挙区	三四、九五五	栗原選挙区	二一、四三九
太白選挙区	五九、七九二	東松島選挙区	一〇、九九四
泉選挙区	五七、二〇三	大崎選挙区	三七、一〇八

石巻・牡鹿選挙区	四四、九二八	柴田選挙区	一三、〇四三
塩釜選挙区	一五、九七〇	亘理選挙区	一三、六一一
気仙沼・本吉選挙区	二四、〇二〇	宮城選挙区	一三、五三九
白石・刈田選挙区	一四、五五六	黒川選挙区	一三、一八五
名取選挙区	一八、九一七	加美選挙区	九、三〇一
角田・伊具選挙区	一三、二六八	遠田選挙区	一一、〇九七
多賀城・七ヶ浜選挙区	一一、九〇一		

○宮選管告示第百五十六号

平成二十三年十二月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十三年十二月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

三八二、五四八